平成２５年（フ）第１５号
静岡県伊東市富戸774番地の１
債務者　藤井　秀貴
１　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第８３６号
愛知県半田市宮本町３丁目202番地の６　リブイン宮本103号
債務者　戸田　啓勝
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８６３号
名古屋市港区中川本町５丁目１番地の16　ライオンズマンション築地口壱番館204号
債務者　鈴木　正美
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８７５号
名古屋市名東区にじが丘３丁目17番地　名古屋市にじが丘荘403号
債務者　森　かおり
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９８１号
名古屋市中村区八社２丁目164番地　県営中村住宅２棟717号
債務者　安田　商雄
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２６号
大津市高砂町２番20号　ウェルドミール高砂Ｂ棟202号、前住所大津市松山町３番３―310号
債務者　村上美智子
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４号
鳥取県米子市立町３丁目25番地　203号、前住所鳥取県米子市上福原３丁目４番17号103号
債務者　戸渡　直宏（旧姓岡田）
１　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第５５号
岡山県津山市二宮57番地８
債務者　福田和美こと　梁　　和美
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第５９号
岡山県津山市新野山形1000番地
債務者　**藤**田　友美
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第２５６号
広島県安芸郡海田町稲葉５番21―302号
債務者　西森　輝彦
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４号
山口県下関市羽山町26番12号　Ｂｌｕｅ　Ｒｏｓｅ102号、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西18番地の10
債務者　阿部ひとみ
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
愛媛県松山市立花３丁目８番24号　セントラルハイム参番館333号
債務者　田川　里美
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４号
大分県中津市大字上如水975番地６　市営上如水Ｂ住宅102
債務者　椎橋　正裕
１　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第４８号
鹿児島県出水市高尾野町大久保470番地１
上の原一般住宅２号、前住所鹿児島県出水市高尾野町下水流147番地５　ハイツＭＩＹＡＴＡ２号
債務者　吉野　清隆
１　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
鹿児島県出水市高尾野町大久保470番地１
上の原一般住宅２号、前住所鹿児島県出水市高尾野町下水流147番地５　ハイツＭＩＹＡＴＡ２号
債務者　吉野　夏美
１　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
鹿児島県阿久根市大丸町127番地　佐**潟**アパート102号、前住所鹿児島県阿久根市赤瀬川3716番地
債務者　中村　明子（旧姓崎向）
１　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係